破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１７０号
盛岡市仙北２丁目11番36―303号、旧住所盛岡市南仙北１丁目９番41号
破産者　鈴木　範行
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８２５号
京都市右京区太秦蜂岡町10番地187　ハイラーク太秦401、旧住所静岡県島田市湯日61番地の２
破産者　宮村　秀雄
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９４０号
名古屋市昭和区隼人町６番地の18　ユタカマンション40Ｅ号
破産者　上西　　勉
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２２９号
名古屋市守山区八剣１丁目1013番地　ユーノスタウン大森201号
破産者　林一一こと　林　　末圭
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３５号
広島県山県郡安芸太田町大字穴938番地１
破産者　瀬戸　孝義
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２６号
広島市安佐北区あさひが丘４丁目４番13号
破産者　力石商会こと　力石　洋吉
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４９８号
大分県日田市丸山１丁目８番30号、開始決定時の住所大分市大字三芳2195番地の13　季の坂１－５－６
破産者　小野　浩二
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６８６号
神奈川県秦野市鶴巻南５丁目12番12号、開始決定時の住所神奈川県秦野市千村４丁目12番２号
破産者　相原　範明
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１９０号
静岡市葵区北安東２丁目17番24号
破産者　西堀　高市
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６号
京都府亀岡市大井町並河１丁目18番14号
破産者　田中　義海
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
広島県呉市音戸町波多見２丁目９番７号
破産者　益　　宗正
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１２７号
広島県呉市阿賀中央８丁目７番８号
破産者　折見　幸治
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２０年（フ）第６５号
東京都葛飾区宝町２丁目６番11号　ハイム若宮101、開始決定時の住所高知県幡多郡黒潮町入野6528番地６
破産者　溝渕　和典
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１４９号
熊本市蓮台寺５丁目１番７号
破産者　福田　　格
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２０年（フ）第７１７２号
大阪府東大阪市下小阪５丁目４番３号、従前の住所大阪府高槻市玉川２丁目36番306号
破産者　山形　雅一
１　破産債権の届出期間　平成22年12月27日まで
２　一般調査期日　平成23年１月20日午後４時
平成22年12月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０３号
大阪府八尾市亀井町１丁目１番14―203号、開始決定時の住所大阪府東大阪市小若江３丁目16番２号
破産者　池田　　徹
１　破産債権の届出期間　平成23年１月10日まで
２　一般調査期日　平成23年２月14日午後４時
平成22年12月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１２５号
大阪府八尾市山本町南１丁目９―14　ブルージェつばき203号室、開始決定時の住所大阪府八尾市南小阪合町３丁目11番19号
破産者　寺井　一則
１　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
２　一般調査期日　平成23年２月14日午後４時
平成22年12月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７５５号
京都市西京区桂浅原町115番地　ル・ヴェール桂201
破産者　檜山　英龍
１　破産債権の届出期間　平成23年１月17日まで
２　一般調査期日　平成23年２月16日午後２時
平成22年12月９日
京都地方裁判所第５民事部破産係